

「入札説明書」に関する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第2	3	(2)	イ ⑥	-	統括責任者が(ア)のa,b、(ウ)のa,b,cをすべて保有している場合、統括責任者と主任技術者及び作業主任者を兼務できますか？ 1名のみ提示でよいですか？	必要な資格要件を満たしている場合、統括責任者と主任技術者の兼務は可能です。主任技術者と作業主任の兼務についても、入札説明書10ページ 第2 3 (2) イ ⑥ (ウ)のとおり兼務が可能です。 ただし、統括責任者と作業主任者の兼務は想定していません。

「仕様書」に関する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	全般	-	-	-	-	-	令和7年度時点での積算仕様書について9年度以降労務単価・物価上昇に対して増工等は受注者側から発議可能でしょうか？	各業務契約書に定める「賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更」の規定に基づき対応します。 該当条項 ・統括管理業務契約書 第25条 ・計画的維持管理業務契約書 第32条 ・日常的維持管理業務契約書 第31条

「様式集」に関する質問回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	64～75	様式 Ⅳ-5 ～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	概略図及び写真等を圧縮して添付してよいか？	様式内への貼付けが可能です。圧縮する場合は、内容の確認に支障がないものとしてください。
2	64～75	様式 Ⅳ-5 ～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	概略図を添付してよいか？	様式内への貼付けが可能です。
3	64～75	様式 Ⅳ-5 ～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	質問内容に記載した後、次が空白のページになる。	使用するWordのバージョンや設定等により、改ページ位置や表示が異なる場合があります。体裁を調整の上、指定する頁数を遵守してください。
4	64～75	様式 Ⅳ-5 ～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	同じ様式集で別途記載はダメか。	同様の様式を作成し使用することは差し支えありません。
5	64～75	様式 Ⅳ-5 ～Ⅳ-13	-	-	-	(技術提案書 様式)	ページがうまく記載できない。	使用するWordのバージョンや設定等により、改ページ位置や表示が異なる場合があります。体裁を調整の上、指定する頁数を遵守してください。 また、掲載様式への記載が困難な場合、同様の様式を作成し使用することは差し支えありません。
6	13	様式 Ⅱ-3	-	-	-	グループ結成届 グループ構成企業連絡先 一覧	「グループ構成企業連絡先一覧」において各企業の連絡先を作成するにあたり、建設業許可に関する項目はありますが建設コンサルタント業登録に関する場合は記入不要でしょうか？ もしくは、建設コンサルタント登録と置き換えて、登録番号を記載すれば良いでしょうか？	建設コンサルタント登録番号が記入できるよう様式集を修正しました。
7	20	様式 Ⅱ-4	-	-	-	グループ調書	各企業調書作成するにあたり、建設業許可に関する項目はありますが建設コンサルタント業登録に関する場合は記入不要でしょうか？ もしくは、建設コンサルタント登録と置き換えて、登録番号を記載すれば良いでしょうか？	建設コンサルタント登録番号が記入できるよう様式集を修正しました。
8	31	様式 Ⅱ-9	-	-	-	工事(業務)実績調書	登記事項証明書は、現在事項全部証明書ではダメでしょうか？ 登記事項証明書は総称との事でご確認願います。	様式集31ページの表の下 1つ目の注書きのとおり、履歴事項全部証明書を提出してください。
9	23	様式 Ⅱ-5	-	-	-	各構成企業の関連企業 申告書	入札参加を予定している同グループ内に資本的関係がある企業は様式Ⅱ-5を提出するとの解釈で宜しいでしょうか？	様式集21ページ表の下 上から6番目の注意書き(1)のとおり、資本的関係又は人的関係の有無に関わらず、すべての構成企業が提出してください。
10	21	様式 Ⅱ-4	-	-	-	グループ調書 添付書類	福井市税の納税証明書、国税の納税証明書は公告日以降の日付もので原本を添付ですか？写しで可能でしょうか？	様式集21ページ表の下 上から6番目の注意書き(1)のとおり、公告日以後に発行された納税証明書を添付してください。原本または写しのいずれでも可能です。

「その他の資料」に関する質問回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問の内容	回答
1	日常的維持管理業務設計書	6,7	汚泥処分業務	汚泥処分業務	土砂処分工	-	-	汚泥処分量の増、処分費の高騰に対して協議により当初の委託契約金額へ変更増額は可能ですか？	日常的維持管理業務契約書の規定に基づき、発注者及び受注者で協議の上、判断します。 該当条項 ・日常的維持管理業務契約書 第24条、第30条及び第31条